

議第30号

山形県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る事務の遅滞によって生じた損害賠償の和解について

県は、次により和解するものとする。

1 和解の相手方

尾花沢市新町三丁目 2 番21号

社会福祉法人徳良会

理事長 垣 原 守

2 和解の原因

山形県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る財産処分の承認の手続きの遅滞によって生じた損害賠償について和解する。

3 和解の条件

- (1) 山形県は、社会福祉法人徳良会に対し、5,582,000円を支払う。
- (2) 社会福祉法人徳良会は、本件に関し、今後いかなる事由があっても、山形県に対して前記以外の金品を請求しないものとする。

提 案 理 由

山形県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る事務の遅滞によって生じた損害賠償について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について

次により請負契約を締結したことについて追認する。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事 |
| 2 工 事 場 所 | 村山市大字河島地内 |
| 3 工 期 | 着工 令和5年8月11日
完成 令和6年12月27日 |
| 4 契 約 金 額 | 529, 565, 300円 |
| 5 契約の相手方 | 村山市大字名取1079番地の2
株式会社矢萩土建
代表取締役 矢 萩 翔 一 |

提 案 理 由

さきに締結した河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事の請負契約について、設計変更により契約金額が5億円を超える契約を締結したことについて追認を求めるため、提案するものである。

議第32号

災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）請負契約の締結の追認について

次により請負契約を締結したことについて追認する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区） |
| 2 工 事 場 所 | 西置賜郡飯豊町大字小白川地内 |
| 3 工 期 | 着工 令和5年6月30日
完成 令和6年11月29日 |
| 4 契 約 金 額 | 563,700,500円 |
| 5 契約の相手方 | 長井市屋城町7番1号
那須建設株式会社
代表取締役 那 須 暢 史 |

提 案 理 由

さきに締結した災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）の請負契約について、設計変更により契約金額が5億円を超える契約を締結したことについて追認を求めるため、提案するものである。

議第33号

災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）請負契約の一部変更の追認について

災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）請負契約の一部を次のように変更したことについて追認する。

内 容		
事 項 名	変 更 前	変 更 後
工 期	着工 令和5年6月30日 完成 令和6年11月29日	着工 令和5年6月30日 完成 令和7年3月31日

提 案 理 由

さきに締結した災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）請負契約の工期を変更したことについて追認を求めるため、提案するものである。